

花見川区地域活性化支援事業に係る審査要領

1 目的

この要領は、花見川区自主企画事業補助金交付要綱第2条第1項第1号に定める地域活性化支援事業の補助金交付決定の審査について、花見川区地域活性化支援事業に係る実施要領（以下「実施要領」という。）を補完するため、定めるものとする。

2 審査委員会

審査にあたっては、以下のとおり審査委員会を設置する。

- (1) 審査委員会に委員長、委員を置く。
- (2) 委員長は、花見川区長とする。また、委員は花見川区副区長、花見川保健福祉センター所長、花見川区地域づくり支援課長、花見川区健康課長で構成する。
- (3) 審査委員会の委員長に事故があるときは、花見川区副区長が委員長の職務を代理する。
- (4) 審査委員会は委員長が招集し、過半数の委員（委員長を含む）が出席しなければ開催することができない。
- (5) 審査委員会は、非公開とする。
- (6) 審査委員会の事務局を花見川区地域づくり支援課に置く。

3 審査について

(1) 第一次審査

事務局は、申請団体から提出された書類の審査を行う。これにより、実施要領第2条及び第3条の要件を満たしていないと認められるものは、ただちに失格とし、第二次審査を行わない。

(2) 第二次審査

審査委員会において、書類による審査並びにプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

ア 審査委員会の委員（委員長を含む。以下同じ。）は、別表に基づき審査する。

イ 委員は、区テーマ解決支援事業の審査において、別表に定める範囲内で加点することができる。

ウ 採点の結果、以下のいずれかに該当する場合は、審査委員会に出席した委員の協議により、交付対象から除外することができる。

（ア）別表の各審査項目について、半数以上の委員が「C」と評価した場合

（イ）委員の合計点数の平均が52点未満の場合

エ 委員は、実施要領に定めるアドバイザーの意見を審査の参考とすることができる。

オ 委員は、計画年数の見直し、事業経費見直し等の査定をすることができる。

4 交付の決定

花見川区長は、審査委員会の審査結果を参考に、本補助金の交付について決定する。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日より施行する。

2 「地域で育む花見川区づくり活動支援審査委員会設置要領(平成23年7月1日施行)」は、平成25年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成26年3月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日より施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和6年1月1日より施行し、令和6年度分の補助金から適用する。